

寝屋川市障害福祉計画（第4期計画）

（素案）

目 次

I. 計画の策定にあたって	1
1. 計画の目的	1
2. 計画の位置づけ	1
3. 計画の期間	2
4. 計画の策定方法	2
5. 計画の進捗管理	3
II. 障害福祉サービス等の推進方策	4
1. 障害福祉サービス等を推進していくうえでの考え方	4
2. 障害福祉サービス等の推進目標と推進方策	6
1) 障害福祉サービス等の推進における【成果目標】	6
2) 成果目標を実現するうえでの【活動指標】	10
(1) 障害福祉サービスの見込量	10
(2) 地域生活支援事業の内容と事業量	15
(3) 障害児支援サービスの見込量	19
(4) 障害福祉サービス等の提供・利用をすすめる取り組み	20
(5) 地域生活を多面的に支える取り組み	22
(6) 就労に関する支援をすすめる取り組み	23
III. 障害者支援を推進していくために重点的に取り組む事項	24
1. 地域での自立した生活を総合的に支援する取り組みの充実	24
2. 児童期からのライフステージを通じた支援のしくみづくり	30
3. 共生社会の実現と権利擁護支援に向けた取り組みの推進	33

I. 計画の策定にあたって

1. 計画の目的

障害者制度改革の議論をふまえ、障害者自立支援法に代わる障害者総合支援法が平成25年4月1日に施行されました。この法律は、障害のある人とない人が共生する社会を実現するため、社会的障壁を除去して社会参加の機会の確保することをめざし、障害福祉サービス等による支援を総合的、計画的に行うことを新たな基本理念として掲げています。そして、従来の枠組みでは十分に対応できない「制度の谷間」を埋めるために、障害者の範囲に難病等を加えるとともに、障害の多様な特性などに応じた支援を行うよう、障害程度区分に代わる障害支援区分が導入されました。重度訪問介護の対象の拡大や地域生活支援事業の追加など、サービスの充実も図られています。また、障害福祉計画を引き続き策定し、定期的な検証と見直しを行うことで、サービスを提供する基盤を計画的に整備することとされています。

あわせて、国連の障害者権利条約の批准に向けて障害者差別解消法の制定、障害者雇用促進法の改正が行われるとともに、子ども・子育て関連3法の制定などをはじめとして、障害のある人（子ども）の暮らしに関するさまざまな制度が変化してきています。

寝屋川市では、障害者支援の基本方向となる「寝屋川市障害者長期計画（第2次計画）」と、これを具体的に推進するための計画としても位置づけている「寝屋川市障害福祉計画（第3期計画）」に基づき、計画を推進する障害者計画等推進委員会と、支援体制の整備をめざす自立支援協議会が密接に連携して協議しながら、市民、団体、事業者、関係機関等と協働して、障害者支援の取り組みをすすめています。民間の事業者なども含めた、より多様な主体によるサービス提供なども広がってきており、各々の“強み”を活かしながら、寝屋川市全体として、適切で効果的な障害者支援のしくみを構築していくことが求められています。

こうした状況をふまえ、障害者総合支援法をはじめとする新たな制度に的確に対応しながら、本市の状況に応じた取り組みを推進するために、第3期計画の成果と課題をふまえて、平成27年度から平成29年度の3年間の障害福祉サービス等の推進の方向と、障害者支援を推進していくために重点的に取り組む事項を定めた、第4期の障害福祉計画を策定しました。

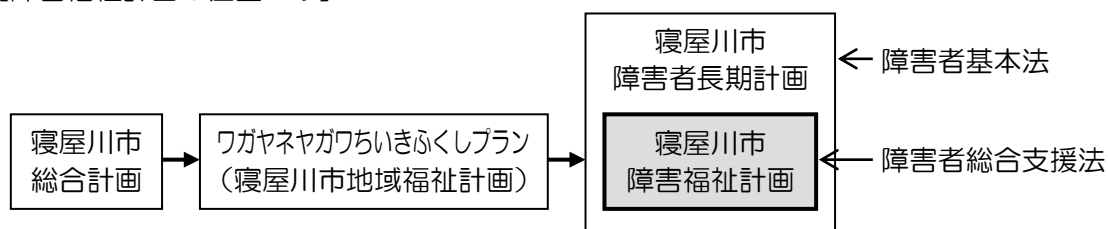
2. 計画の位置づけ

この計画は、障害者総合支援法（第88条）に基づく市町村障害福祉計画であり、本市のまちづくりの基本方針である「寝屋川市総合計画」、保健福祉のマスタープランである「ワガヤネヤガワちいきふくしプラン（寝屋川市地域福祉計画）」と整合性を図るとともに、障害福祉計画の策定に係る国や大阪府の基本指針をふまえて策定しました。な

お、国の基本指針において、障害児支援については子ども・子育て支援法に基づいて策定する子ども・子育て支援事業計画との調和を保つこととされており、この計画は「寝屋川市子ども・子育て支援事業計画」と調整を図りながら検討しました。

また、障害者基本法（第11条）に基づく市町村障害者計画として本市の障害者支援の基本方向を示した「寝屋川市障害者長期計画」を、具体的に推進していくための計画という位置づけをふまえて、3年間に重点的に取り組むべき事項も盛り込みました。

【障害福祉計画の位置づけ】



3. 計画の期間

この計画は、国の基本指針に基づき、平成27年度から平成29年度までの3年間の計画として策定しました。

なお、進捗状況の点検・評価を毎年行い、必要に応じて見直しを行うこととします。

【障害福祉計画の期間】

18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	→
寝屋川市障害福祉計画 (第1期計画)			寝屋川市障害福祉計画 (第2期計画)			寝屋川市障害福祉計画 (第3期計画)			寝屋川市障害福祉計画 (第4期計画)			→
10年度～寝屋川市 障害者長期計画		寝屋川市障害者長期計画（第2次計画）										→

4. 計画の策定方法

- ・本市では、障害者支援の基本方向である障害者長期計画と障害福祉計画を密接に連動させて策定・推進するよう、公募による市民や当事者・事業者等の関係団体・機関代表者等が参加する「寝屋川市障害者計画等推進委員会」（計画推進委員会）を設置しており、この計画も、計画推進委員会における意見交換をふまえて策定しました。
- ・本市では、計画推進委員会と自立支援協議会を連携して推進しており、計画推進委員会での議論を通じて、自立支援協議会（全体会、専門部会、ワーキング等）の意見を反映しました。
- ・市民の意見を広く聴くため、計画素案に対するパブリックコメントを実施するとともに、当事者のニーズを広く把握するためのアンケート調査や関係機関・団体等へのヒ

アリングを実施し、計画推進委員会での意見交換に反映しました。

5. 計画の進行管理

- ・第4期計画では、目標等に関する実績の把握と分析、評価を年1回以上行い、必要に応じて見直しを行うことが、国の基本指針で示されました。そこで、この計画は「PDCIサイクル」(※)の考え方に基づき、計画推進委員会において計画に基づく事業の推進方法に関する検討や進捗状況の点検・評価などを行いながら、障害者長期計画と連動させて効果的に推進します。
- ・「障害者支援を推進していくために重点的に取り組む事項」をはじめとした各々の取り組みは、自立支援協議会の全体会、専門部会会議、ワーキング会議等を通じて、市の関係部局や関係機関と連携を図るとともに、市民、関係団体、事業者等と役割分担し、協働して推進していきます。

(※) PDCIサイクル

- ・計画 (Plan) → 実行 (Do) → 点検 (Check) → 改善・改革 (Innovation) を繰り返すことで、継続的に改善をすすめていく手法です。すなわち、計画に基づいて、みんなで話しあって取り組み、すすみ具合を点検して、必要に応じて見直しも行いながら、さらに推進していきます。
- ・なお、国の基本指針では「PDCA」(A=Act) という表現が使われていますが、寝屋川市では「改善」をより明確にするために「Innovation」を用いています。

Ⅱ. 障害福祉サービス等の推進方策

1. 障害福祉サービス等を推進していくうえでの考え方

- ① だれもが“自分らしく”共生する地域づくりをめざし、日常生活や社会参加への支援を充実します

平成25年に施行された障害者総合支援法では、障害のある人とない人が地域社会において「共生」していくための取り組みをすすめていくことが、基本理念として掲げられています。こうした取り組みの基盤となるのは、障害のある人すべてを「権利の主体」である社会の一員として、社会のあらゆる分野の活動に参画する主体と捉えて、障害を理由とする差別がない社会づくりをめざすという考え方であり、だれもが自ら選択した地域で自立して“自分らしく”生活できるように支援することを通じて、一人ひとりの個性と多様性が尊重される共生社会を実現することが求められています。

本市では、「みんなが“自分らしく”暮らしあうまちづくり」を基本理念とした「寝屋川市障害者長期計画（第2次計画）」に基づき、市民の相互理解と共感を基盤とした障害者支援を推進してきました。こうした取り組みの成果のもとで、「共生」の理念をより明確に実現していくために、だれもが一人ひとりのニーズに応じて日常生活をおくり、社会に参加できるように支援しあうしくみを充実するよう、いっそう多様な主体の参加と協働をすすめながら取り組んでいきます。

- ② 推進目標の着実な実現に向けて、いっそう計画的な取り組みを推進します

計画を「絵に描いた餅」に終わらせることなく、効果的に推進していくために、第4期計画では「PDCIサイクル」に基づく取り組みを導入することが、国の指針で示されました。これは、計画（Plan）→ 実行（Do）→ 点検（Check）→ 改善・改革（Innovation）を繰り返すことで、継続的に改善をすすめていく手法であり、計画に基づいてみんなで話しあい、役割を分担しながら協力して事業や活動に取り組み、すすみ具合もともに点検しあって、必要に応じて見直しも行いながら、さらに推進していくことをめざしています。

本市では、これまでも計画推進委員会と自立支援協議会を密接に連携して運営するなかで、計画に基づく事業を協働して推進し、年度ごとに評価を行って、次年度の取り組みに反映してきました。第4期計画では、年度内の中間評価や、評価に基づく見直しなども行いながら、いっそう計画的な取り組みを推進していきます。

③ 地域の多様な資源を活用・開発し、さまざまなニーズに対応するしくみをつくります

だれもが“自分らしく”共生するためには、地域で生活するうえでの多様なニーズに対応した支援のしくみをつくっていく必要があります。特に、第4期計画では、障害者総合支援法で新たに支援の対象となった難病の人や、発達障害、高次脳機能障害など、従来の支援の枠組みでは十分に対応できない障害のある人、重度の障害がある人などへの支援、障害のある人の高齢化への対応なども含めて、さまざまなニーズに対応したサービスや活動をすすめていくことが求められています。

そのため、市民の理解と参加を得ながら新たな支援の担い手を増やすとともに、市と関係団体、事業者等が連携して多様なサービスや活動をつくっていくよう、自立支援協議会を通じて連携を深めながら、取り組んでいきます。

2. 障害福祉サービス等の推進目標と推進方策

障害福祉サービス等を計画的に推進していくために、【成果目標】とそれを実現するための【活動指標】を、つぎのように定めます。

1) 障害福祉サービス等の推進における【成果目標】

障害福祉サービス等を推進するうえでの【成果目標】は、国・府の基本指針をふまえるととも本市の課題をふまえ、つぎの3つの柱に沿って10の項目を定めます。

- | | |
|-------------------------|----------------------|
| (1) 地域生活への支援の充実 | [] は数値目標 |
| ① 障害福祉サービス等の推進体制の充実 | |
| ② 地域での居住を支援するしくみの構築 | |
| ③ 地域生活支援拠点等の整備 | |
| (2) 福祉施設や医療機関からの地域移行の推進 | |
| ① 福祉施設からの地域移行者の増加 | [平成26～29年度で17人] |
| ② 施設入所者の削減 | [平成26～29年度で7人] |
| ③ 地域移行推進体制の充実 | |
| (3) 就労に対する支援の充実 | |
| ① 福祉施設から一般就労への移行者の増加 | [平成29年度で41人] |
| ② 就労移行支援事業利用者の増加 | [平成29年度末で80人] |
| ③ 就労移行率3割以上の事業所の増加 | [平成29年度末までに5割以上] |
| ④ 就労継続支援（B型）事業所の工賃の向上 | [平成29年度で8,524円(平均額)] |

(1) 地域生活への支援の充実

「だれもが“自分らしく”共生する地域」を実現するために、障害のある人が地域で生活していくうえでのニーズに沿ったサービスや活動を充実します。

① 障害福祉サービス等の推進体制の充実

障害のある人が地域で生活していくうえでのニーズに対応するために、障害福祉サービス等を的確に提供できるよう、サービスごとの事業者連絡会を自立支援協議会のサブワーキングとして設置していき、それらを通じて連携を図りながら、事業所や従事者などの体制の充実に向けて取り組みます。

また、計画の進捗状況の点検・評価を定期的に行い、その結果からいっそう充実を図る必要があるサービス等については、提供体制の拡充や新たな開発などをすすめるための協議を事業者連絡会等で行い、市と事業者等が協働して推進します。

② 地域での居住を支援するしくみの構築

地域での自立した生活や、福祉施設・医療機関等から地域生活への移行を推進するうえで不可欠な住まいの確保と、地域とつながりをもって安心して暮らせる環境づくりなどの支援を充実するため、相談支援事業所、障害福祉サービス事業所、生活に関連するサービスを提供する事業者、地域組織等が連携して取り組むしくみを構築するよう、自立支援協議会（地域生活支援部会）で検討しながら推進します。

③ 地域生活支援拠点等の整備

障害のある人の地域生活を支援するための「地域生活支援拠点等」を、本市のニーズやサービス提供体制の状況などをふまえて整備するよう、検討組織を設置し、計画推進委員会、自立支援協議会の意見をふまえながら検討します。

この拠点では、地域生活を始めるための相談や体験の機会・場の提供、緊急時の受け入れ体制の確保、地域の体制づくりを行う機能と専門性を確保することが求められており、既存の資源を効果的に活用した面的な連携も視野に入れた整備を推進します。

(2) 福祉施設や医療機関からの地域移行の推進

福祉施設や精神科医療機関から地域での生活に移行する人を増やしていくよう、ニーズをふまえて生活を支える環境や支援体制づくりを推進します。

① 福祉施設からの地域移行者の増加

[平成26～29年度で17人]

福祉施設から地域生活に移行する人数の目標は、国の基本指針をふまえた大阪府の基本的な考え方に基づき、平成25年度末時点の施設入所者の12%とします。

平成25年度末の施設入所支援利用者134人の12%は16人となります。また、本市から府立施設に入所している人の1人が地域移行を希望しているため、これらをあわせた17人を目標値として設定します。

② 施設入所者の削減

[平成26～29年度で7人]

福祉施設入所者の人数の削減目標についても、国の基本指針をふまえた大阪府の基本的な考え方に基づき、平成25年度末時点の施設入所者の4%とします。

平成25年度末の施設入所支援利用者134人の4%は6人となります。また、本市から府立施設に入所している人の1人が地域移行を希望しているため、これらをあわせた7人を目標値として設定します。

③ 地域移行推進体制の充実

福祉施設から地域生活への移行とあわせて、精神科医療機関から地域生活への移行について、大阪府は府の障害福祉計画で下記の目標を定めています。

- ・【入院後3か月時点の退院率】を平成29年度に64%以上とする。
- ・【入院後1年時点の退院率】を平成29年度に91%以上とする。
- ・【在院期間1年以上の長期退院者数】を平成29年6月時点では平成24年6月時点から18%以上減少させる。

また、これらをふまえ、【地域移行支援事業の新規利用者】が、本市では27～29年度は各10人になると推計しています。

福祉施設に入所している人や精神科医療機関に入院している人が地域生活に移行するには、相談や情報提供、体験などで意欲を高めながら、本人の意向に基づいて地域生活のプランをつくり、住まいや生活を支援するサービスを確保するとともに、生活に関わる機関や地域などとの調整などの支援を、総合的にすすめていく必要があります。

そのため、地域移行支援を行う相談支援事業所が中心的な役割を担いながら、個別ケア会議等を通じて関係者の協議をすすめ、一人ひとりの状況に応じた支援を行う取り組みを推進します。

また、個々の支援の実績を自立支援協議会で蓄積し、「基本的な支援の流れ」などのしくみとして構築するよう、協議をすすめます。

(3) 就労に対する支援の充実

自立した生活を営むうえでのひとつの要素として経済的な基盤を確立するとともに、社会参加や自己実現の手段でもある就労を支援するよう、一般就労への移行の推進や福祉的就労の充実に向けた取り組みを推進します。

① 福祉施設から一般就労への移行者の増加

[平成29年度で41人]

日中活動系のサービスを利用して福祉的就労をしている人の、企業等での一般就労への移行については、国の基本指針をふまえた大阪府の基本的な考え方に基づき、この計画の最終年度の平成29年度には年間41人とすることを目標値として設定します。

② 就労移行支援事業利用者の増加

[平成29年度末で80人]

一般就労への移行に向けた支援などを行う就労移行支援事業の利用者数についても、国の基本指針をふまえた大阪府の基本的な考え方に基づき、平成29年度末で80人とすることを目標値として設定します。

なお、本市では就労移行支援事業以外の日中活動系サービスから一般就労する人も多いことをふまえ、就労継続支援（B型）事業等の利用者も含めた就労支援を推進します。

③ 就労移行率3割以上の事業所の増加

[平成29年度末までに5割以上]

就労移行支援事業所のうち、利用者の就労移行率が3割以上の事業所の割合については、国の基本指針をふまえた大阪府の基本的な考え方に基づき、平成29年度末までに5割以上とすることを目標値として設定します。

④ 就労継続支援（B型）事業所の工賃の向上

[平成29年度で8,524円(平均額)]

福祉的就労の場のひとつである就労継続支援（B型）事業所での工賃の平均額については、国の基本指針をふまえた大阪府の基本的な考え方に基づき、平成29年度は平成25年度実績の34.2%増となる8,524円とすることを目標値として設定します。

2) 成果目標を実現するうえでの【活動指標】

成果目標を実現するうえでの【活動指標】として、障害福祉サービス等の見込量と、サービスの確保や効果的な推進を図るための取り組みを、つぎのように定めます。

(1) 障害福祉サービスの見込量

自立支援給付（介護給付・訓練等給付）による障害福祉サービスを、第3期計画での利用実績や新たなニーズをふまえ、つぎの見込量に基づいて推進します。

① 訪問系サービス

自宅での介護・家事援助や外出時の支援などを行う訪問系サービスは、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援が、市内・市外の事業者によって提供されています。

障害者総合支援法が施行され、平成25年度から難病の人も障害福祉サービスの対象となりました。また、平成26年度からは、重度訪問介護の対象者に知的障害者、精神障害者が加わりました。

各サービスをニーズに応じて提供できるよう、NPO法人や営利法人等も含めた多様なサービス事業者と、ヘルパー等の従事者の確保を図ります。特に、重度の障害のある人に対応した重度訪問介護などができるヘルパーの確保やスキルアップ等への支援、同性介護などを考慮した人材確保などに向けた取り組みを推進します。

② 短期入所

介護者が病気などで自宅での介護ができないときや、介護者の休息などのために施設に宿泊して介護を行う短期入所は、市内・市外の事業所によって提供されています。市内の事業所は定員や受け入れ可能な人の制約などで、緊急時の利用のための調整が難しい状況がありますが、平成27年3月に市が短期入所施設「大谷の里」を設置し、指定管理者制度による運営を始めました。

この施設も効果的に活用しながら、各事業所の受け入れ体制の拡充、グループホームへの併設、「地域生活支援拠点」の整備についての検討も含め、受け皿を増やすための取り組みを推進します。

→「重点的に取り組む事項」2-(3)-② (p.32) とも関連づけて推進します。

【訪問系サービスの見込量】（1か月あたり）

[上段：時間 下段：人]

		平成27年度	平成28年度	平成29年度
身体障害者	居宅介護	4,928	5,024	5,120
		154	157	160
	重度訪問介護	7,934	8,383	8,832
		53	56	59
	同行援護	2,146	2,205	2,264
		73	75	77
	重度障害者等包括支援	731	731	731
		4	4	4
知的障害者	居宅介護	2,260	2,421	2,582
		84	90	96
	重度訪問介護	150	299	449
		1	2	3
	行動援護	401	434	468
		12	13	14
	重度障害者等包括支援	543	543	543
		3	3	3
精神障害者	居宅介護	2,652	2,816	2,980
		178	189	200
	重度訪問介護	150	299	449
		1	2	3
	行動援護	0	0	0
		0	0	0
障害児	居宅介護	591	622	653
		19	20	21
	同行援護	11	11	11
		1	1	1
	行動援護	28	42	56
		2	3	4
合計	居宅介護	10,431	10,883	11,335
		435	456	477
	重度訪問介護	8,234	8,981	9,730
		55	60	65
	同行援護	2,157	2,216	2,275
		74	76	78
	行動援護	429	476	524
		14	16	18
	重度障害者等包括支援	1,274	1,274	1,274
		7	7	7

【短期入所の見込量】（1か月あたり）

[上段：日 下段：人]

		平成27年度	平成28年度	平成29年度
短期入所	身体障害者	234	241	248
		32	33	34
	知的障害者	385	400	416
		74	77	80
	精神障害者	30	40	50
		3	4	5
	障害児	54	59	65
		10	11	12
	合計	703	740	779
		119	125	131

③ 日中活動系サービス

日中活動系サービスは、介護給付として生活介護、療養介護、また、訓練等給付として自立訓練（機能訓練・生活訓練（宿泊型を含む））、就労移行支援、就労継続支援（A型・B型）が、市内・市外の事業所によって提供されています。なお、市内には自立訓練（機能訓練）と就労移行支援（A型）の事業所はなく、市外の事業所が利用されています。市内には医療的ケアが必要な人が利用できる事業所も少ないため、主に市外の事

【日中活動系サービスの見込量】（1か月あたり）

[上段：日 下段：人]

		平成27年度	平成28年度	平成29年度
身体障害者	生活介護	2,112	2,165	2,218
		120	123	126
	自立訓練（機能訓練）	69	92	115
		3	4	5
	就労移行支援	35	53	71
		2	3	4
就労継続支援（A型）	108	129	151	
	5	6	7	
就労継続支援（B型）	272	289	306	
	16	17	18	
知的障害者	生活介護	9,870	10,368	10,865
		496	521	546
	自立訓練（生活訓練）	384	528	672
		16	22	28
	就労移行支援	546	582	619
		30	32	34
就労継続支援（A型）	276	315	355	
	14	16	18	
就労継続支援（B型）	2,851	2,891	2,930	
	144	146	148	
精神障害者	生活介護	249	315	382
		15	19	23
	自立訓練（生活訓練）	515	572	629
		36	40	44
	就労移行支援	627	660	693
		38	40	42
就労継続支援（A型）	70	84	98	
	5	6	7	
就労継続支援（B型）	1,243	1,319	1,395	
	114	121	128	
合計	生活介護	12,231	12,848	13,465
		631	663	695
	自立訓練（機能訓練）	69	92	115
		3	4	5
	自立訓練（生活訓練）	899	1,100	1,301
		52	62	72
就労移行支援	1,208	1,295	1,383	
	70	75	80	
就労継続支援（A型）	454	528	604	
	24	28	32	
就労継続支援（B型）	4,366	4,499	4,631	
	274	284	294	
療養介護	[人]	22	22	22

業所が利用されています。

支援学校を卒業する人や、福祉施設や医療機関から地域生活に移行する人などの日中活動の場として、ニーズに応じた種類のサービスが提供できるよう、事業所の確保を図ります。

また、各事業所において医療的ケアが必要な人や行動障害ある人などへの対応を充実するよう、従事者のスキルアップなどを図っていくための取り組みも推進します。

→「重点的に取り組む事項」1-(1)-① (p.24)とも関連づけて推進します。

④ 居住系サービス

居住系サービスは、共同生活援助（グループホーム）と施設入所支援が、市内・市外の事業所によって提供されています。なお、従来の共同生活介護（ケアホーム）は、障害者総合支援法に基づき、平成26年度からグループホームに一元化されました。

福祉施設や医療機関から地域生活に移行する人、障害児施設から地域移行する人、家族から独立して生活する人、いわゆる“親亡き後”の生活の場としてのグループホームへのニーズに対応するよう、施設の整備や世話人の確保に向けた取り組みを推進します。

そのため、安定して事業が運営できる適正な報酬体系とするよう、引き続き国に要望するとともに、防災上の問題で府営住宅等の公的住宅を活用したグループホームの設置が難しくなっていることもふまえて、施設整備などに対する支援方策を検討します。

【居住系サービスの見込量】（1か月あたり）

[人]

		平成27年度	平成28年度	平成29年度
身体障害者	共同生活援助	4	5	6
	施設入所支援	27	26	24
知的障害者	共同生活援助	147	155	163
	施設入所支援	103	100	96
精神障害者	共同生活援助	26	30	34
	施設入所支援	1	1	1
合計	共同生活援助	177	190	203
	施設入所支援	131	127	121

⑤ 相談支援（計画相談支援・地域相談支援）

サービス等利用計画の作成と定期的なモニタリングを行う計画相談支援、地域生活に移行する人などを支援する地域相談支援（地域移行支援、地域定着支援）は、市内・市外の事業者によって提供されています。

障害福祉サービス等を利用する人全員に計画相談支援を実施する体制を整備するために、事業所と相談支援専門員を確保するよう、障害福祉サービス等を提供する事業所や、介護保険のケアプランを作成する事業所などとも連携して取り組みます。また、相談支援専門員のスキルアップを図るための取り組みを、事業所連絡会等を通じて推進します。

あわせて、サービス利用者が自ら作成するセルフプランを希望する人を支援し、適切なプランづくりを推進するよう、情報提供などを行います。

→「重点的に取り組む事項」1-(5)-② (p.28) とも関連づけて推進します。

【相談支援の見込量】（1か月あたり）

[人]

		平成27年度	平成28年度	平成29年度
計画相談支援	身体障害者	100	102	105
	知的障害者	160	166	173
	精神障害者	100	103	106
	合計	360	371	384
地域移行支援	身体障害者	1	1	1
	知的障害者	2	2	3
	精神障害者	6	6	6
	合計	9	9	10
地域定着支援	身体障害者	9	9	10
	知的障害者	4	4	5
	精神障害者	9	9	9
	合計	21	22	23

(2) 地域生活支援事業の内容と事業量

障害者総合支援法では、地域の特性や利用者の状況に応じて柔軟に実施する地域生活支援事業が追加・再編されました。本市では、《必須事業》として位置づけられた事業と、市が判断して実施する《任意事業》を、つぎのように実施します。

また、障害支援区分認定事務に関する事務も、地域生活支援事業として実施します。

《必須事業》

① 理解促進研修・啓発事業 [追加]

障害のある人の生活などへの理解を深めるため、広く市民に向けた研修や啓発を、講演会や交流の機会となるイベント等を通じて実施します。

また、パンフレットやホームページなどによる広報活動も実施します。

② 自発的活動支援事業 [追加]

障害のある人や家族などが、生活の向上や社会参加のために自発的に行う当事者活動を支援するよう、障害のある人どうしで相談を行うピアカウンセリングを、ピアサポートセンターの機能をもつ基幹相談支援センターで実施するなどの取り組みを、自立支援協議会（地域活動支援部会）等と連携して推進します。

③ 相談支援事業

[基幹相談支援センター]

障害のある人の相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センターでは、市と障害者相談支援事業を委託する事業所と連携して、「総合相談・専門相談」、「地域移行・地域定着の支援」、「地域の相談支援体制の強化」、「権利擁護・虐待防止」の4つの機能（p. 27 を参照）に基づく事業を推進します

→「重点的に取り組む事項」1-(5)-①（p. 27）とも関連づけて推進します。

[障害者相談支援事業]

基幹相談支援センターと連携して、障害のある人や介助者・支援者などからのさまざまな相談に応じ、社会資源の活用などによる生活や権利擁護などへの支援を行う事業を、障害特性に応じた専門性を有する3か所の委託相談支援事業所に委託して実施します。

[基幹相談支援センター等機能強化事業]

地域移行や権利擁護・虐待防止の取り組み、専門的な指導・助言や人材育成への支援に関する業務を、3か所の委託相談支援事業所にあわせて委託し、基幹相談支援センターの事業実施体制を強化します。

[住宅入居等支援事業]

地域で自立した生活をおくるための賃貸住宅への入居などに関する支援を、委託相談支援事業所で実施します。

[自立支援協議会]

「公」と「民」の連携による障害者支援の推進体制を強化するとともに、相談支援事業の効果的かつ中立・公正な実施を推進するよう、基幹相談支援センターが事務局機能を担って、自立支援協議会（p. 28 を参照）を運営します。

→「重点的に取り組む事項」1-(5)-③（p. 28）とも関連づけて推進します。

④ 成年後見制度利用支援事業

成年後見制度の利用を支援するよう、申立に関する経費や後見人等の報酬などの費用を補助する事業を、親族等による申立が困難な場合に市長が申立を行う制度と連動させて、引き続き実施します。

⑤ 成年後見制度法人後見支援事業 [追加]

成年後見制度の利用を推進するうえで、後見人等の担い手のひとつとして法人後見を実施する体制を整備するよう、研修や支援などの実施方法を検討しながら実施します。

⑥ 意思疎通支援事業 [従来のコミュニケーション支援事業を再編]

聴覚や言語機能に障害がある人の社会参加を推進するよう、手話通訳者、要約筆記者の派遣、福祉事務所への手話通訳者の設置を、引き続き実施します。

また、平成24年度より実施している、夜間、休日の緊急時に手話通訳者の派遣を行う緊急時手話通訳者派遣事業と、平成26年度より実施している、重度の障害で入院時に意思疎通に支援が必要な人に対して支援を行う重度障害者入院時コミュニケーションサポート事業も、引き続き実施します。

⑦ 日常生活用具給付等事業

日常生活の便宜を図るための、介護訓練支援用具、自立生活支援用具、在宅療養等支援用具、情報・意思疎通支援用具、排泄管理支援用具、住宅改修費の給付を、引き続き実施します。

⑧ 手話奉仕員養成研修事業 [従来のコミュニケーション支援事業を再編]

聴覚障害等がある人の日常生活や社会生活を支援するよう、手話奉仕員を養成するための研修を、引き続き実施します。

なお、要約筆記者の養成については、任意事業の要約筆記奉仕員養成研修事業として、あわせて実施します。

⑨ 移動支援事業

屋外での移動が困難な人の自立生活や社会参加を促進するよう、市内・市外の事業者へ委託して、個別支援型、グループ支援型のサービスを、引き続き実施します。また、車両移送型のサービスについては、引き続き社会福祉協議会に委託して実施します。

また、ガイドヘルパー養成講座を、居宅サービス事業者連絡会と連携して、引き続き

実施します。

⑩ 地域活動支援センター機能強化事業

障害のある人の日中活動の場として、精神障害者への相談支援や理解促進などをあわせて行うⅠ型と、社会生活に関する訓練などを行うⅡ型を、引き続き身体障害者福祉センター、東障害福祉センターと、市内の事業所に委託して実施します。

《任意事業》

① 日常生活支援

[福祉ホーム事業]

常時の介護や医療を必要としない人の生活の場としての福祉ホームの提供を、引き続き事業所に委託して実施します。

[訪問入浴サービス事業]

自宅での入浴が困難な人に、移動入浴車で訪問してサービスを提供する事業を、引き続き事業所に委託して実施します。

[日中一時支援事業]

介護者の一時的な休息なども目的として日中活動の場を提供するよう、引き続き事業所に委託して実施します。

② 社会参加支援

[障害者スポーツ・レクリエーション大会、障害者ボウリング大会開催事業]

障害のある人のスポーツを振興し、スポーツを通じて社会参加を促進するよう、大会の開催や参加への支援等を、引き続き実施します。

[点字・声の広報発行事業]

視覚障害がある人への情報提供として、「広報ねやがわ」を音訳した「声の広報」や「点字広報」の配付を、引き続き実施します。

[要約筆記奉仕員養成研修事業]

聴覚障害等がある人の日常生活や社会生活を支援するよう、要約筆記奉仕員を養成するための研修を、引き続き実施します。

[点字等養成講習会]

視覚障害がある人への理解を深め、点字に関するボランティア活動を推進するための講習会を、引き続き実施します。

[自動車改造助成事業]

重度の障害のため就労などに自動車が必要な人が、障害に適應した改造を行う際の経費の一部を補助する事業を、引き続き実施します。

③ 権利擁護支援

[障害者虐待防止センター事業]

障害者虐待の未然防止や早期発見を推進するとともに、相談や通報への迅速な対応と適切な支援を行うよう、基幹相談支援センターと連携して、引き続き運営します。

④ 就業・就労支援

[更生訓練費・施設入所者就職支度金給付事業]

更生訓練（就労移行支援、自立訓練）を受けている人の自立を促進するよう、更生訓練費と就労支度金の給付を、引き続き実施します。

【地域生活支援事業の事業量】

		平成27年度	平成28年度	平成29年度
理解促進研修・啓発事業		実施	実施	実施
自発的活動支援事業		実施	実施	実施
相談支援事業	障害者相談支援事業	3か所	3か所	3か所
	基幹相談支援センター	実施	実施	実施
	基幹相談支援センター等機能強化事業	実施	実施	実施
	住宅入居等支援事業	実施	実施	実施
成年後見制度利用支援事業		6人	7人	8人
成年後見制度法人後見支援事業		実施	実施	実施
意思疎通支援事業	手話通訳者派遣事業	40人	42人	44人
	要約筆記者派遣事業	2人	3人	4人
	手話通訳者設置事業	2人	2人	2人
日常生活用具給付等事業	介護・訓練支援用具	25人	25人	25人
	自立生活支援用具	90人	95人	100人
	在宅療養等支援用具	50人	50人	50人
	情報・意思疎通支援用具	60人	62人	64人
	排泄管理支援用具	5,400人	5,500人	5,600人
	居宅生活動作補助用具(住宅改修費)	7人	7人	7人
手話通訳者養成研修事業		10人	10人	10人
移動支援事業		89,784時間 465人	92,928時間 481人	96,084時間 497人
地域活動支援センター		5か所 180人	5か所 180人	5か所 180人
《任意事業》	日中一時支援事業	2,400回	2,400回	2,400回
	訪問入浴サービス事業	300回	310回	320回
	自動車改造助成事業	7件	7件	7件

(3) 障害児支援サービスの見込量

児童福祉法に基づく障害児支援サービスを、第3期計画での利用実績や新たなニーズをふまえたつぎの見込量に基づき、障害福祉サービス等と連携を図りながら提供します。

① 児童発達支援・医療型児童発達支援

本市では、市立あかつき・ひばり園を「児童発達支援センター」として指定管理者制度により運営し、児童発達支援、医療型児童発達支援、保育所等訪問支援、障害児相談支援等のサービスを実施しています。また、児童発達支援事業は、市のどんぐり教室や市内・市外の民間の事業所でも提供されています。

児童発達支援センターは、乳幼児期の療育のセンター的機能を発揮し、関係機関等や事業所等への専門的な支援も含めて事業を実施するよう、市と指定管理者が連携して運営します。

また、自立支援協議会に新たに設置する障害児部会に障害児サービスの事業者連絡会を通じて、市、児童発達支援センターと事業者が連携し、継続性のある療育を支援するよう取り組みます。

② 放課後等デイサービス

放課後や長期休業中の訓練や活動の場を提供する放課後等デイサービスは、市内・市外の事業所によって提供されています。

留守家庭児童会や日中一時支援事業などの多様な支援方策と調整を図りながら、ニーズに応じたサービスが提供できるよう、自立支援協議会（障害児部会）や事業者連絡会を通じて連携を図りながら推進します。

→「重点的に取り組む事項」2-(2)-③ (p.31) とも関連づけて推進します。

③ 保育所等訪問支援

保育所、幼稚園、小学校等を訪問して障害のある子どもの訓練やスタッフへの指導などの専門的な支援を行う保育所等訪問支援は、児童発達支援センター（あかつき・ひばり園）が実施しています。

関係機関の理解を得て障害のある子どもや保護者のニーズに応じた支援を行っていくよう、自立支援協議会（障害児部会）等を通じて連携を図りながら推進します。

④ 計画相談支援・障害児相談支援

障害福祉サービスを利用する際に作成するサービス等利用計画（居宅サービスを利用する場合）や障害児支援利用計画（通所サービスを利用する場合）は、児童発達支援セ

ンターや民間の指定相談支援事業所で実施されています。

障害福祉サービス等を利用する人全員に計画相談支援・障害児相談支援を実施するために、事業所と相談支援専門員を確保するよう、障害児支援サービスを実施する事業所などとも連携して取り組みます。

→「重点的に取り組む事項」1-(5)-② (p.28)とも関連づけて推進します。

【障害児支援サービスの見込量】(1か月あたり)

[上段：日 下段：人]

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
児童発達支援	1,546	1,646	1,747
	184	196	208
医療型児童発達支援	292	292	292
	37	37	37
放課後等デイサービス	2,419	2,527	2,635
	224	234	244
保育所等訪問支援 [回]	3	4	5
計画相談支援 [人]	4	5	5
障害児相談支援 [人]	122	131	141

(4) 障害福祉サービス等の提供・利用をすすめる取り組み

見込量に基づく障害福祉サービス等を確保するとともに、必要な人が的確に利用できるよう、つぎの取り組みを推進します。

① サービス等の充足状況の把握と共有

- ・障害福祉サービス等の利用実績等の量的・質的な面での分析を、計画推進委員会、自立支援協議会等で年2回実施し、充足されていないサービス等の状況が的確に把握して、自立支援協議会を通じて共有するとともに、公表などを行っていきます。

② 事業者や従事者の確保

- ・見込量に基づく必要量を確保するとともに、ニーズに応じて選択できる多様なサービス提供体制を構築するために、新規の参入等も含めて事業者を増やしていくよう、情報発信などを推進します。
- ・障害福祉サービス等に従事する人材を確保するよう、福祉の仕事に対する理解を広げるための取り組みなどを、自立支援協議会を通じて関係機関や事業者等と連携しながら推進します。
- ・安定した事業運営や従事者の適切な処遇を確保するため、障害福祉サービスの報酬等

の充実を図るよう、国などに引き続き要望します。また、地域生活支援事業の報酬や委託料についても、財源の確保に努めます。

③ 新たなサービスの開発やニーズに応じた提供

- ・既存のサービスでは対応が難しいニーズに関して、新たなサービスの導入や開発を推進するよう、自立支援協議会で検討しながら取り組みます。
- ・難病の人が障害福祉サービスの対象となったこともふまえ、障害の特性に応じて柔軟にサービスを提供する方法などについて、自立支援協議会で検討し、推進します。
- ・サービス等利用計画に基づき、ニーズに応じたサービスの支給決定を的確に行っていくよう、支給決定ガイドラインを適切に運用するとともに、必要に応じて見直しを行っていきます。

④ サービス利用の促進

- ・支援を必要とする人が障害福祉サービス等を適切に利用できるよう、情報提供を充実するとともに、的確に伝えるための取り組みを推進します。
- ・基幹相談支援センターをはじめとする相談窓口の周知を図り、気軽に相談できるようにするとともに、相談窓口の連携を強化し、どこに相談しても適切な支援につながるネットワークを充実します。
- ・ニーズがありながらサービス等を利用していない人を発見し、適切な支援につないでいくよう、相談支援やサービス提供を行う事業所などが積極的に取り組むとともに、身近な地域組織等とも連携していくよう、自立支援協議会などを通じて呼びかけます。

⑤ サービスの質の向上

- ・自立支援と権利擁護の視点に立った質の高いサービスを提供するよう、事業者連絡会等を通じて情報提供を行うとともに、事業者、従事者への研修等を推進します。
- ・利用者の意見や苦情をサービスの改善につないでいくよう、事業所での対応を推進します。また、市もオンブズパーソン（苦情調整委員）制度等も活用して取り組みます。
- ・利用者がニーズにあった質の高いサービスを選択するため、事業所の情報開示や第三者評価の実施などを推進するよう、事業者連絡会等を通じて呼びかけます。

(5) 地域生活を多面的に支える取り組み

福祉施設や医療機関から地域生活に移行する人なども含めて、障害福祉サービス等を活用しながら地域で生活するうえで必要となるさまざまな支援を多面的に行っていくよう、つぎの取り組みを推進します。

① 地域での「住まい」への支援

- ・グループホームの充実とあわせて、賃貸住宅等を活用した自立生活を推進するよう、住宅入居等支援事業による相談支援を推進するとともに、障害に対応した住宅の確保などもすすめていくよう、自立支援協議会（地域生活支援部会）で検討、推進します。

② 地域での理解や支えあいの推進

- ・障害の有無を超えて共生するまちづくりを推進するために、障害のある人もない人も“思い”やニーズを共有しながら、話しあいをすすめていくよう、当事者団体や地域組織の参加も得て、多くの人が関心をもつテーマである災害時に支えあう体制づくりや、地域のまちづくりを協働してすすめる組織づくりなどとも関連づけながら取り組みます。

→「重点的に取り組む事項」 1-(3)-① (p.26) とも関連づけて推進します。

③ さまざまなサービスの連携による支援の推進

- ・日中活動系サービスを利用している人が、家庭や地域でも安心して生活できるよう、他のサービス等と連携した支援を行う取り組みなどを、サービス等利用計画や個別ケア会議等を通じて推進します。

→「重点的に取り組む事項」 1-(4)-② (p.28) とも関連づけて推進します。

④ 権利擁護に関する支援の推進

- ・判断能力に不安がある人などの日常的な金銭管理や、サービス利用に関する手続きなどを支援する日常生活自立支援事業を、必要に応じて利用できるよう、事業実施する社会福祉協議会とも連携して、実施体制の充実を図ります。
- ・成年後見制度による支援へのニーズが増えてくることをふまえて、担い手の確保や的確な利用を支援するしくみの充実を図るよう、自立支援協議会で検討します。

→「重点的に取り組む事項」 3-(3)-① (p.34) とも関連づけて推進します。

⑤ 「地域生活を支えるしくみづくり」の推進

- ・上記の取り組みを効果的にすすめるために、関係機関や事業所等が連携して総合的に支援する「地域生活を支えるしくみづくり」を、自立支援協議会で検討、推進します。

→「重点的に取り組む事項」 1-(1)-② (p.25) とも関連づけて推進します。

(6) 就労に関する支援をすすめる取り組み

企業等での一般就労、福祉事業所での福祉的就労、中間的就労なども含めて、ニーズに応じた支援をすすめていくよう、つぎの取り組みを推進します。

① 就労支援のネットワークの充実

- ・ 就労に向けた準備（職業教育や訓練、実習等）、就職活動の支援、継続して就労するための生活面も含めたフォローなどを一連の流れとしてすすめるとともに、実習や就労の場となる事業所を増やす取り組みを総合的にすすめるしくみを、障害者就業・生活支援センターを中心として充実していくよう、自立支援協議会（就労支援部会）を通じて推進します。

② 就労や実習の場の確保

- ・ 中間的就労なども含めた就労や、就労に向けた実習を受け入れる事業所を増やしていくための取り組みを、平成27年度から実施する生活困窮者の自立を支援する取り組みとも連携しながら、自立支援協議会（就労支援部会）で推進します。
- ・ 市庁舎内での実習を、職域の拡大、実習期間の延長なども図りながら継続し、就労のためのスキルアップを図ることができるようにしていきます。
- ・ 市での障害者雇用を推進するため、障害のある人が働きやすい環境の整備に努め、多様な雇用形態を含めた採用を検討します。

③ 職場定着のための支援の推進

- ・ 一般企業等に就労した人が職場に定着するよう、生活面も含めた継続的な支援を障害者就業・生活支援センターや相談支援事業所、就労支援を行う事業所などが連携して効果的に行うしくみづくりを、自立支援協議会（就労支援部会）で検討、推進します。
- ・ 職場でのステップアップを、就業先の企業等とも連携して支援する取り組みについても、あわせて検討します。

→「重点的に取り組む事項」1-(4)-① (p.26)とも関連づけて推進します。

④ 工賃向上のための取り組みの推進

- ・ 就労継続支援（B型）事業所等での工賃向上を推進するよう、障害者優先調達推進法に基づく市の取り組みを推進します。
- ・ 民間の事業所等での取り組みを推進するための情報発信などを、自立支援協議会（地域生活支援部会）や福祉施設協議会等と連携して推進します。

Ⅲ. 障害者支援を推進していくために重点的に取り組む事項

長期的な視点に立って障害者施策を推進するための基本方向である「寝屋川市障害者長期計画」では、社会情勢や課題の変化等をふまえて具体的に推進していくうえで重点的に取り組む事項を、3年ごとに策定する障害福祉計画で定めることとしています。

第4期の障害福祉計画では、つぎの3点を重点事項として定め、計画推進委員会や自立支援協議会の各会議等で検討を行いながら、市民、団体、事業者、関係機関等と協働して推進します。

1. 地域での自立した生活を総合的に支援する取り組みの充実
2. 児童期からのライフステージを通じた支援のしくみづくり
3. 共生社会の実現と権利擁護支援に向けた取り組みの推進

1. 地域での自立した生活を総合的に支援する取り組みの充実

【背景と目的】

平成18年に障害者自立支援法が施行され、新体系による障害福祉サービス等の提供体制の整備が推進されてきました。相談支援も拡充され、一人ひとりのニーズに応じた支援のしくみが一定整ってきたなかで、重度の障害のある人や、既存の制度・支援の谷間となり、必要な支援を十分に受けることができている人のニーズなどへの対応をすすめる、だれもが地域で“自分らしく”自立して生活できるよう支援していくことが重要な課題となっています。

地域の課題を集約し、自立支援協議会等を通じて関係者で広く共有しながら、役割分担と協働によって、多様なニーズに対応したサービスの推進や新たな開発などに取り組んでいきます。また、そのために、基幹相談支援センターが中核的な役割を担い、“つなぎ”の機能を強化していきます。

【重点的に取り組む事項】

(1) 重度化・高齢化や制度の谷間への対応なども含めた、多様なサービス等の確保・創出

① 重度の障害がある人を支援するサービス等の充実

重度の障害がある人の地域生活を支援するため、常時の介護や医療的なケアが必要な人などに対応したサービスの提供を推進していくために、自立支援協議会（地域生活支援部会）にサブワーキングを設置し、保健・医療分野も含めた関係機関・団体等と検討をすすめます。

そのなかで、近隣の自治体なども含めた地域資源の状況をふまえて、確保が必要となるサービスを整理するとともに、事業者によるサービス等の実施や人材養成などを支援する方策について、事業者連絡会や福祉施設協議会等とも連携して検討します。

② “障害者の高齢化” に対応した取り組みの推進

障害のある人の高齢化に対応した障害福祉サービスのあり方や、介護保険サービスや医療との連携などについて、自立支援協議会で検討し、取り組んでいきます。

また、障害のある人を介護している親などの高齢化もすすんでおり、そのこともふまえて、地域で自立して生活するための支援や、効果的にすすめるためのしくみづくりを、福祉施設や医療機関からの地域移行支援の取り組みともあわせて推進します。

③ 難病の人などへのサービス提供の推進

障害者総合支援法で障害福祉サービスの対象となった難病の人や子どもへのサービス提供を推進するよう、進行性の疾患などに対応した利用のしくみづくりや、適切な対応を行うための理解をすすめる方策などについて、自立支援協議会（地域生活支援部会）にサブワーキングを設置し、関係機関・団体や事業所等と連携して検討、推進します。

④ 発達障害のある人などへの支援の推進

発達障害への理解を広げ、保健、医療、福祉、教育等の分野での支援の取り組みを推進するよう、第3期計画に基づいて作成したサポート手帳も活用しながら呼びかけます。

また、成人期の発達障害や社会的ひきこもりの人の就労や社会参加などへの支援を推進するよう、自立支援協議会（地域生活支援部会）のサブワーキング等を通じて啓発を行い、理解を広げるとともに、社会参加のための場づくりや就労支援のしくみづくりなどに取り組みます。

（2）地域生活支援等の拠点となる機能の整備

① 地域生活支援拠点等の整備の推進

障害のある人の地域生活を支援するための「地域生活支援拠点」を、本市のニーズやサービス提供体制の状況などをふまえて整備するよう、検討組織を設置し、計画推進委員会、自立支援協議会の意見をふまえながら検討します。

この拠点では、地域生活を始めるための相談や体験の機会・場の提供、緊急時の受け入れ体制の確保、地域の体制づくりを行う機能と専門性を確保することが求められており、既存の資源を効果的に活用した面的な連携も視野に入れた整備を推進します。

(3) 災害時・緊急時の支援体制の充実

① 地域での支援体制の充実

障害のために、災害時に自身や家族などの力だけでは迅速に避難することが難しい人を支援するよう、「避難行動要支援者名簿」を効果的に活用して情報を共有しながら、状況に応じた対応ができる体制づくりを、地域組織や当事者団体等と連携して検討、推進します。

また、福祉事業所における災害時の支援をすすめるために、サービス等利用計画に災害時の対応に関する情報を記載するとともに、事業所と地域が連携して支援するためのつながりづくりなどを推進するよう、事業者連絡会等と連携して取り組みます。

② 障害に対応した避難所運営の推進

災害時の各地域の避難所が、障害のある人にも配慮して運営されるよう、障害の特性をふまえたマニュアルを作成するとともに、当事者が参加する自主防災訓練の実施などを、地域組織や当事者団体等と連携して推進します。

また、地域の避難所での生活が難しい人に対応するために、事業所の協力を得て設置した福祉避難所が効果的に運用できるよう、対応マニュアルを作成します。

あわせて、避難時に必要となる薬や物資の備蓄についても、事業所や関係機関等と連携して検討、推進します。

③ 緊急時の情報伝達の推進

必要な医療や支援を伝えるためのツールとして「命のカプセルあんしん」や「緊急時情報カード」をいっそう普及するとともに、情報の定期的な更新や、これらを活かした対応をすすめるように周知を図るなど、効果的に活用するための取り組みを推進します。

(4) 就労支援と生活支援の一体的な推進

① 就労者のフォローアップの充実

就労移行支援事業などを利用して企業等に就労した人が安定した生活を継続できるよう、仕事と生活の面のフォローアップなどを行う支援の充実や、効果的にすすめるしくみづくりを、就業・生活支援センターや就労支援事業所等と連携して推進します。

② 福祉的就労の場などでの取り組みの推進

福祉的就労や日中活動の場で、サービス等利用計画を活かして生活全体を見た支援を行っていくよう、自立支援協議会（地域生活支援部会）に事業者連絡会を設置し、福祉施設協議会等とも連携して検討します。

(5) 相談支援による“つなぎ”の充実と、幅広い協働による総合的な支援の推進

① 基幹相談支援センターの機能の充実

基幹相談支援センターは、総合相談・専門相談、地域移行・地域定着の支援、地域の相談支援体制の強化、権利擁護・虐待防止の機能をもつ、障害のある人への相談支援ネットワークの中核を担う機関として、市と相談支援事業（地域生活支援事業）を担う事業者が連携して、ネットワーク型の運営を行います。

センターでは、4つの機能を発揮するため、つぎの取り組みを推進します。

《総合相談・専門相談》

- ・市と相談支援事業所が連携し、福祉事務所のケースワーカー等とも調整を図りながら、障害のある子どもも含めた相談に総合的に対応します。
- ・ピアサポートセンターの機能を引き継ぎ、ピアカウンセリングを実施します。

《地域移行・地域定着の支援》

- ・相談支援事業所が実施する地域相談支援（地域移行支援・地域定着支援）を効果的に推進するよう、「公」・「民」の多様な主体が連携して支援するための調整や、しくみづくりなどのサポートを行います。また、入所中・入院中の人への地域移行支援員や地域相談マネジャーによるはたらきかけを、相談支援事業所と連携して推進します。
- ・刑務所などの矯正施設や、医療観察による入院から社会復帰する人への地域生活支援は、基幹相談支援センターが窓口となり、関係機関等と連携して推進します。

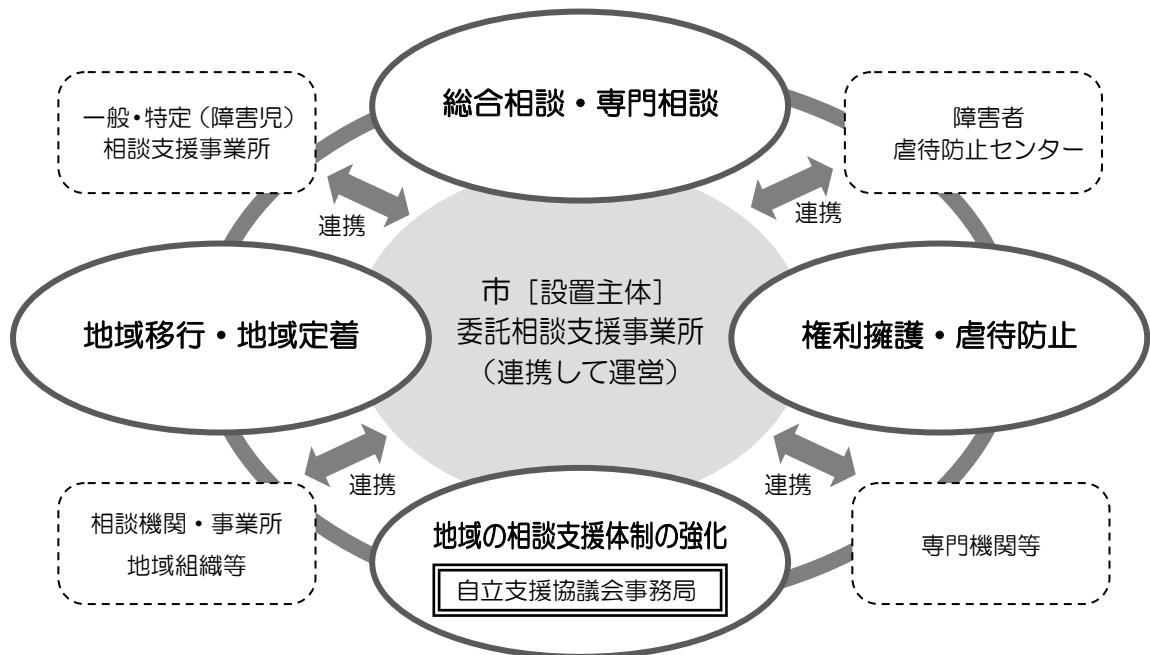
《地域の相談支援体制の強化》

- ・市と相談支援事業所が基幹相談支援センターを連携して運営するとともに、自立支援協議会の相談支援ネットワーク会議等を通じて情報や課題を共有し、多様なニーズに対応した相談支援ができる体制づくりを推進します。
- ・サービス等利用計画の作成や継続的なモニタリングを行う計画相談支援の充実を図るよう、計画相談支援の事業者連絡会を通じてスキルアップ等の支援を行うとともに、支援困難ケースに的確に対応していくうえでのサポートなどを行います。
- ・あわせて、基幹相談支援センターが自立支援協議会の事務局機能を担い、各専門部会と協働して、課題解決に向けた取り組みやしくみづくりを推進します。

《権利擁護・虐待防止》

- ・成年後見制度の利用などによる権利擁護支援を推進するよう、情報発信や相談対応などを行い、専門機関等が効果的に利用できるよう支援します。
- ・「寝屋川市障害者虐待防止センター」と連携して、支援困難ケースにおける虐待を防止するための支援や、解決に向けたサポートなどを行います。

【基幹相談支援センターの機能】



② 計画相談支援の充実

障害福祉サービスを利用するすべての人にサービス等利用計画を作成し、継続的にモニタリングを行いながら、ニーズに的確に対応した支援をさまざまなサービス等を組みあわせて効果的に行っていくよう、計画相談支援や障害児相談支援の充実を図ります。

そのため、計画相談支援を行う事業所を増やしていくよう、障害福祉サービス・障害児支援サービス等を提供する事業所、介護保険のケアプランを作成する事業所等への呼びかけや支援を行っていきます。また、相談支援専門員のスキルアップを図るよう、事業者連絡会等を通じて情報交換や研修等を推進します。

あわせて、本人などが作成するセルフプランを希望する人に、適切なプランづくりのための情報提供や支援などを推進します。

③ 自立支援協議会の推進

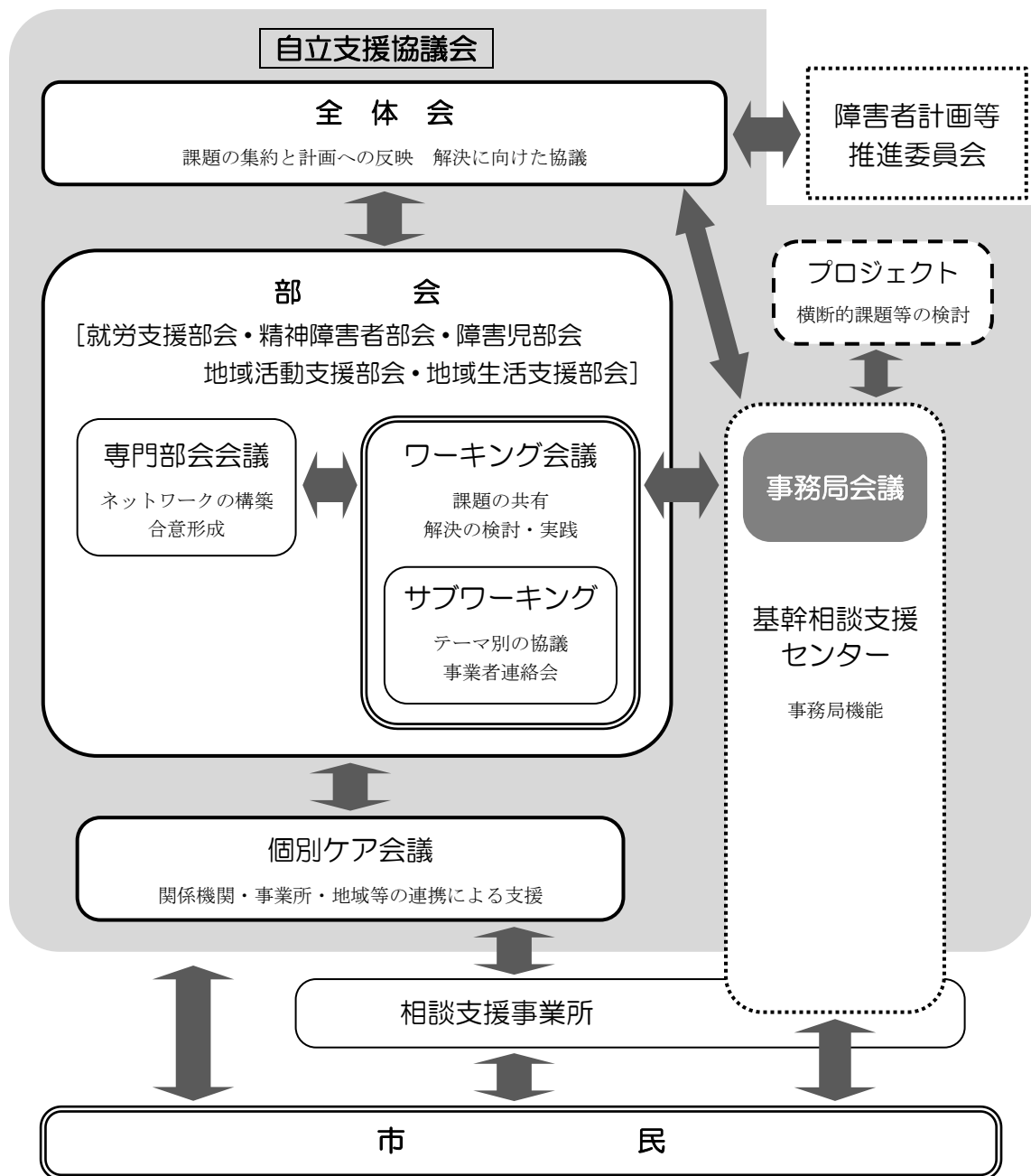
本市では、各期の障害福祉計画と連動させて自立支援協議会のあり方を見直し、組織や取り組みの充実を図ってきました。

第4期計画では、基幹相談支援センターが事務局機能を担い、各専門部会の運営を支援しながら、「公」・「民」の多様な関係者の連携による本市の障害者支援の推進体制を強化するとともに、集約された課題の解決に向けた取り組みを推進します。

そのために、障害児部会を設置するとともに、第3期の取り組みもふまえて新たなサブワーキング等を設置し、課題解決に向けた協議や活動を推進します。

また、各部会のサブワーキングとして、サービス種別ごとの事業者連絡会を市が呼びかけて設置し、市と事業所等が情報と課題を共有しながら、協働してサービス提供体制の充実やニーズに応じた支援の推進などに取り組めます。

【自立支援協議会の構成】



《全体会》

- ・各部会を通じて課題を集約し、計画推進委員会と密接に連携して計画への反映も図りながら、各部会で役割を分担して解決していくための協議などを行います。

《部会》

- ・部会の中核をなす「ワーキング会議」は、具体的なテーマに即した協議や事業所の連携を図る「サブワーキング」の取り組みも通じて課題を集約し、全体会や事務局会議で共有を図りながら、解決に向けた検討と、関係者の連携による取り組みをすすめます。
- ・こうした取り組みをより多くの機関等の参加のもとで推進するよう、「専門部会会議」を通じてネットワークの充実を図ります。
- ・部会を横断する課題などは、必要に応じて時限的な「プロジェクト」で検討します。

2. 児童期からのライフステージを通じた支援のしくみづくり

【背景と目的】

本市では、障害のある子どもの療育や教育に関わる機関が「寝屋川市障害児関係機関連絡協議会」（通称：五者協）を通じて連携を図りながら、乳幼児期から学齢期の継続的な支援を行っています。障害者制度改革のなかで障害児支援と障害福祉サービスを一体的にすすめる方向となり、これまで以上に多様な主体が協働し、ライフステージを通じた支援を行っていくしくみを構築していくことが求められています。

また、国の検討会が示した「今後の障害児支援の在り方」の報告書では、すべての子どもの育ちへの支援のなかに障害児支援を位置づけ、そのなかで個々のニーズに応じた支援を行っていくという方向が示されています。

こうした状況をふまえ、乳幼児期から学齢期、成人期も見通したライフステージを通して、保健、医療、福祉、教育、就労などの分野を横断して、「公」と「民」の多様な主体が連携して支援するしくみを、本市のこれまでの取り組みの蓄積や多様な資源を活かしてつくっていくよう、自立支援協議会等を通じて連携を図りながら推進します。

【重点的に取り組む事項】

(1) ライフステージを通じた継続的な支援体制の構築

① 自立支援協議会を活かした障害児支援体制の構築

乳幼児期から学齢期を継続して支援するとともに卒業後も見すえた「縦のつながり」と、保健、医療、福祉、教育、就労支援等の分野を超えた「横のつながり」による障害児支援体制を構築するよう、自立支援協議会に障害児部会を設置し、幅広い関係機関が現状と課題を共有しながら、地域とも連携して、解決に向けた取り組みを推進します。

(2) 多様な主体の協働による障害児療育体制の構築

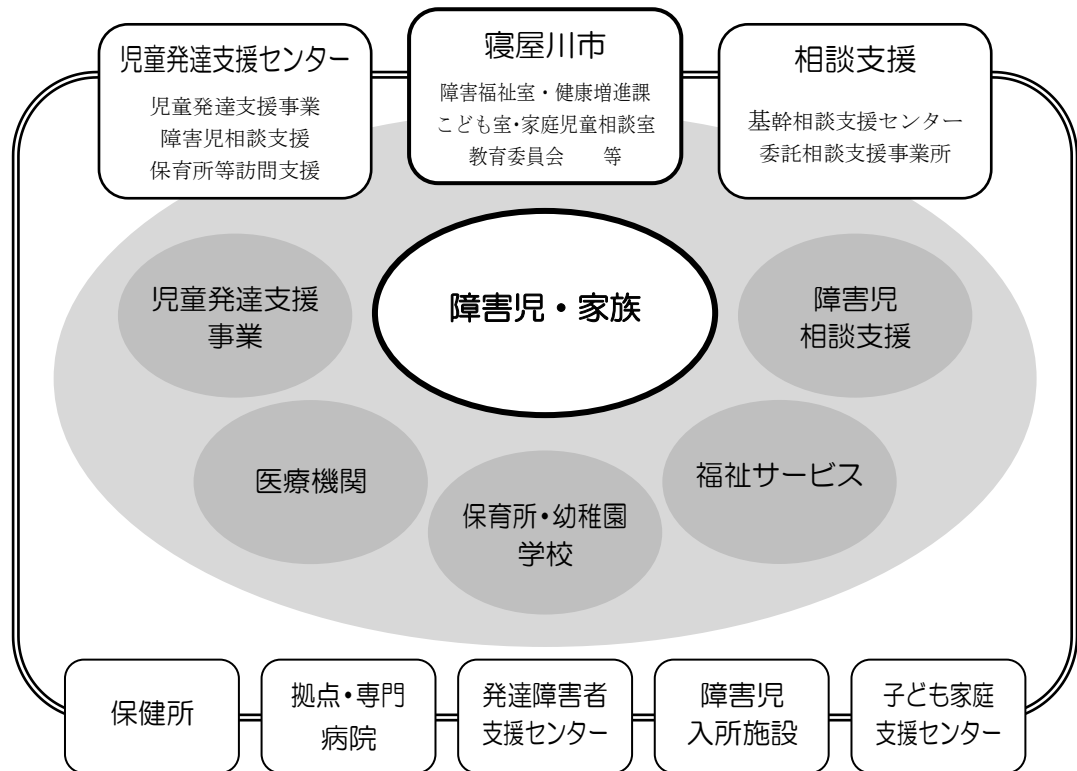
① 「公」・「民」の協働による支援のしくみづくり

本市では、早期療育の中核的な役割を担う児童発達支援センター（あかつき・ひばり園）を指定管理者制度に移行し、事業者の専門性を活かした効果的な事業運営をすすめています。また、相談支援、児童発達支援、放課後等デイサービスなどの障害児支援サービスにも、多くの民間事業所が参入してきています。

こうした状況のなかで、市が中心的な役割を担いながら、多様な主体が協働して支援を行うしくみを構築するよう、自立支援協議会（障害児部会）を通じて推進します。

また、児童発達支援センターが専門的機能を発揮し、相談支援や保育所等訪問支援などを通じて地域での取り組みを支援しながら、乳幼児期の療育の中核的な機能を担っていくよう、本市の状況をふまえたあり方を障害児部会等で検討し、指定管理者と連携して、専門的な人材の確保や事業の充実を推進します。

【多様な主体の協働による障害児支援体制のイメージ】



② 保健・医療・福祉と教育の連携をすすめる取り組みの推進

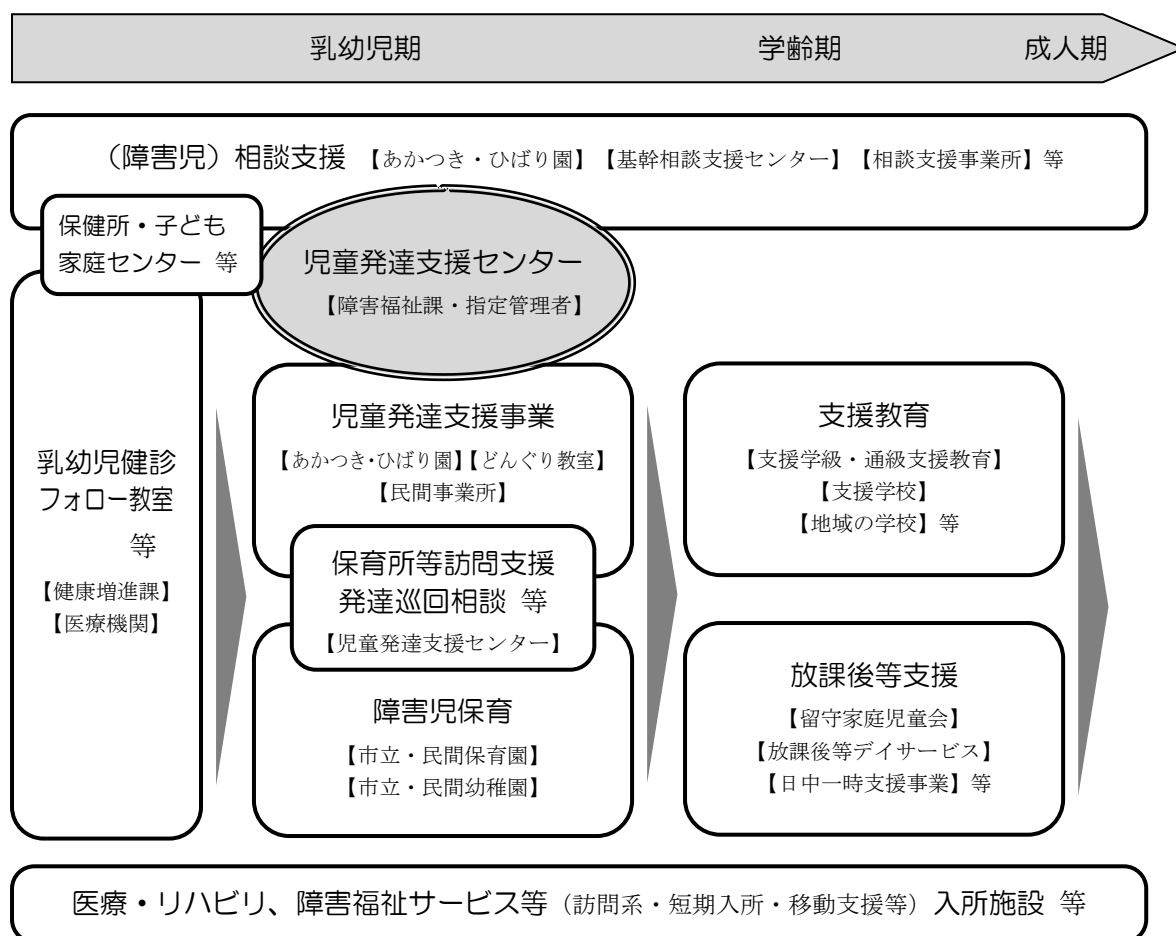
障害者制度改革のなかで、インクルーシブ教育（障害のある人と障害のない人がともに学ぶしくみ）を推進するという視点で障害のある子どもの就学支援のしくみが変わり、保健・医療・福祉と教育に関わる機関が情報を共有し、一人ひとりの成長の経過をふまえた支援をいっそうすすめていくことになりました。また、市の行政とのつながりが少なくなる義務教育終了後の教育や生活について、ニーズに応じた支援をすすめることも課題となっています。

本市では障害児関係機関協議会を設置し、乳幼児期から学齢期の保健・福祉・教育に関わる「公」を主体とした機関が連携して支援をすすめています。また、「民」の事業者による障害児支援サービスを利用する人も増えている状況をふまえて、「公」・「民」が情報や課題を共有しながら、より効果的に連携し、適切な療育・教育を推進していくよう、自立支援協議会（障害児部会）にワーキング等を設置して取り組みます。

③ 障害児支援サービス事業者連絡会の推進

児童発達支援事業や放課後等デイサービスにおいて、各事業所の特長を活かしながら、障害のある子どもや保護者のニーズに応じた質の高いサービスを提供していくよう、事業者連絡会を通じて情報を共有しながら、課題解決に向けた取り組みを推進します。

【ライフステージを通じた療育体制のイメージ】



(3) 家族に対する支援の充実

① 「子ども・子育て支援」のなかでの取り組みの推進

平成27年4月から本格的に開始する「子ども・子育て支援制度」では、市町村が主体となり、障害児等の特別な支援が必要な子どもなどを含めた子ども・子育て家庭全体を対象として、地域の実情に応じて効果的に子ども・子育て支援に取り組みます。新制度に基づき第4期計画と同時にスタートする「寝屋川市子ども・子育て支援事業計画」における子育て支援施策と連携しながら、地域が一体となって、障害のある子どもと家族への支援を推進します。

② 家族を支援する相談やサービス等の充実

障害児支援や障害福祉サービスを利用するすべての子どもに、サービスを利用するための計画を作成し、継続的にモニタリングを行う障害児相談支援・計画相談支援を実施することを通じて、ニーズに応じたサービスを適切に提供するとともに、さまざまな相談を受けて課題解決に向けて支援するよう、相談支援事業所と連携して取り組みます。

また、家族のレスパイト（休息）を支援するサービスとして、短期入所が適切に利用されるよう、新たに設置した「大谷の里」を含め、各事業所の受け入れ体制の充実や効果的な利用調整のしくみなどを、自立支援協議会を通じて推進します。

③ 当事者活動の推進

障害のある子どもを育てている家族は、子どもに障害があることによる不安や悩み、ストレスなどを抱えています。家族どうしが、お互いを理解したなかで話しあったり、支えあうことで、軽減できることも多くあります。また、子どもの状態に応じた支援を行ううえで必要な情報や知識を身につけるための学びあいへのニーズも高まっています。

こうした当事者による活動を推進するよう、基幹相談支援センターによるピアサポートの取り組みを推進するとともに、自立支援協議会（地域活動支援部会）を通じて当事者団体等と連携を図りながら、支援していきます。

3. 共生社会の実現と権利擁護支援に向けた取り組みの推進

【背景と目的】

国連の障害者権利条約をふまえて平成23年に改正された障害者基本法では、すべての国民が障害の有無にかかわらず等しく基本的人権を有し、相互に人格と個性を尊重しあいながら共生社会の実現をめざすことが、法律の目的として明記されました。こうした考え方のもとで、障害者総合支援法や障害者差別解消法の制定、障害者雇用促進法の改正などが行われ、具体的な取り組みを推進していくことが求められています。

障害者差別解消法が平成28年4月に施行されることをふまえて、市の行政機関が先導して取り組み、市域全体で障害のある人への差別的な対応をなくすとともに、虐待などの権利侵害も防止するなど、権利を守る取り組みを推進します。

【重点的に取り組む事項】

（1）社会的障壁をなくしていくための取り組みの推進

① 障害者差別解消法に基づく取り組みの推進

障害者差別解消法に基づき、市の機関での差別的な取り扱いをなくすとともに、社会的な障壁を取り除くための合理的配慮を推進していくために、本市の対応要領に基づく取り組みをすすめるよう、職員への研修を行いながら、各部署で推進します。

また、民間事業者においても積極的に取り組まれるように周知を図るとともに、市民の理解を広げていくよう、啓発を推進します。

(2) 虐待や権利侵害を防止・解決する取り組みの充実

① 虐待や権利侵害の防止と適切な対応の推進

障害のある人への家庭、福祉事業所、職場などでの虐待や、さまざまな場面での権利侵害を防止するよう、「障害者虐待防止センター」が中心となって、虐待や権利侵害についての正しい理解や、養護者（介助を行っている家族等）を支援することの重要性などについての啓発を推進します。

また、関係者や地域などと連携して、虐待や権利侵害を早期に発見し、適切な対応につなぐよう、発見した際には通報の義務があることや、相談や通報の窓口となる障害者虐待防止センターの周知を図ります。

虐待などについての相談や通報・届出を受けたときは、迅速かつ的確な対応を図り、安全の確保や解決に向けた適切な対応を行っていくよう、関係機関等との連携の強化や、対応するメンバーのスキルアップに取り組みます。

さらに、個々のケースの課題を自立支援協議会等にフィードバックし、虐待などの問題の発生を予防する取り組みも推進します。

(3) 権利擁護支援の体制づくり

① 成年後見制度等の利用の促進

判断能力が十分ではない人の日常生活や財産管理などを支援するためのツールのひとつとして、成年後見制度を効果的に活用していくよう、成年後見制度利用支援事業なども活用しながら、支援が必要な人の利用を促進します。

また、後見人等を確保するための取り組みのひとつとして、成年後見制度法人後見支援事業を実施し、法人後見を実施する法人や担い手の養成に取り組みます。

さらに、日常的な金銭管理や福祉サービスの利用援助などを行う日常生活自立支援事業の利用も促進するよう、事業を実施する社会福祉協議会と連携して、実施体制の充実に努めます。

② 権利擁護支援のしくみづくりの推進

成年後見制度の利用なども含め、権利擁護支援の取り組みを効果的に推進するため、専門的な機能をもつ機関として、ワガヤネヤガワちいきふくしプラン（地域福祉計画）に位置づけている「(仮称)権利擁護支援センター」を設置するよう、高齢者に対する権利擁護支援の取り組みなどとも連携して、検討をすすめます。